

清掃事業

生活系ごみの収集

城山町、津久井町及び相模湖町の3町は、藤野町とともに、特別地方公共団体である津久井郡広域行政組合を設立し、ごみやし尿の処理をしています。

ごみやし尿の処理は、住民の日々の生活に密着した行政サービスであることから、合併時には、津久井郡広域行政組合が実施している城山町、津久井町及び相模湖町に係る清掃業務は、原則として、現行の制度のまま新市に引き継ぐものとし、合併後速やかに、より効率的な収集・処理体制の構築を検討していきます。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
		津久井郡広域行政組合			
可燃ごみ	呼称	一般ごみ			可燃ごみ
	収集品目	生ごみ類・プラスチック類・陶器類等			生ごみ類・プラスチック類等
	収集頻度	3回/週			2回/週
	排出容器	透明または半透明袋			透明または半透明袋
不燃ごみ	呼称	一般ごみ・資源に区分			不燃ごみ
	収集品目				金属類、陶器類、ガラス類、ペットボトル、びん類(3色)
	収集頻度				1回/週
	排出容器				透明または半透明袋
資源	呼称	資源			資源ごみ
	収集品目	びん類、かん・金物類、紙類、布類、蛍光灯・水銀体温計			紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)、布類
	収集頻度	1回/週			1回/月(指定日2区分)
	排出容器	品目別に透明または半透明袋で排出			品目別に束ねて排出
	収集品目	ペットボトル、白色トレイ			ペットボトルは、不燃ごみにて収集(白色トレイは未実施)
	収集頻度	拠点回収			

現行どおり
(合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合します。)

現行どおり
(合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合します。)

し尿・浄化槽汚泥の収集及び手数料

相模原市では、し尿・浄化槽汚泥の収集は直営で行っているのに対し、津久井郡3町では、し尿は津久井郡広域行政組合による委託収集、浄化槽汚泥は、各町の許可業者が収集しています。

このため、合併後速やかに、新市における収集体制を見直し、新市において、より効率的な収集体制を検討していきます。

また、浄化槽汚泥にかかる手数料については、津久井郡3町は、浄化槽清掃経費に係る標準料金の設定や浄化槽清掃に係る補助をしています。相模原市と津久井郡3町では大きな格差があることから、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行っていきます。

【し尿】

区 分	相 模 原 市	城山町	津久井町	相模湖町	新 市
		津久井郡広域行政組合			
処理手数料 (生活系)	基本料金…便槽1箇所につき100円 加算料金…①人頭制120円/月・人 ②従量制120円/36ℓ	①定額制…世帯割 126円/月・世帯 人頭割325.5円/月・人 ②従量制…357円/40ℓ			合併後速やかに、相模原市の制度に統合します。 (受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行います。)

【浄化槽汚泥】

区 分	相 模 原 市	城山町	津久井町	相模湖町	新 市
		津久井郡広域行政組合			
処理手数料 (生活系)	基本料金…浄化槽1基につき600円 加算料金…従量制120円/36ℓ	条例・規則上の規定なし。ただし、各町においては、浄化槽清掃経費標準料金を設定。 (城山町、相模湖町では、浄化槽清掃の補助制度あり)			合併後速やかに、相模原市の制度に統合します。 (受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行います。)

